



MATSUMOTO EAST

2023-2024年度会報 会長/永田利行 幹事/籾山志基

3月29日(金)の予定 移動例会→3/30 ホタルの里 4月5日(金)の予定 会員卓話

世界に希望を生み出そう

2024. 3. 15. No. 27 通算No.1830

事務所/松本市深志 1-1-21 中田歯科ビル 5F 委員長/望月一将 TEL:0263-36-7737 FAX:0263-36-6009 例会場/ホテルブエナビスタ 例会日/金曜日 12:30

副委員長/百瀬敏男 委員/土屋 太田 村山 手島

通常例会 司会

ホテル・ブエナビスタ 福田会場監督委員長

点鐘 12:30

永田会長

ロータリーソング「それでこそロータリー」斉唱 【本日のゲスト】

◇社会福祉法人 長野県視覚障害者福祉センター 事務局長/小山 治秀様 事務局次長/中村 貴代様



≪新会員入会式≫ 会長よりバッデの贈呈 ☆三澤敏宏君 ㈱ミカサ代表取締役社 長(梱包資材卸) 望月会員(推薦者)よ り紹介



会長挨拶 永田会長

本日三澤敏宏さんが入会 されました。当クラブにと って大変喜ばしいことで、 会員一同で歓迎したいと思 います。三澤さんの入会は、 吉池会員以来のことで、今

後の会員増強に弾みがつけば良いと思っています。

さて、今週は松本市民にとって、素晴らしいビッグ ニュースが届きました。ロサンゼルス発、第96回米国 アカデミー賞の発表・授賞式が10日(日本時間11日) に行われ、松本出身の山崎貴監督の「ゴジラー1.0」 がアジアの作品では初めての視覚効果賞を受賞されま した。視覚効果賞は長年、米国の VFX 制作会社・ILM が席巻してきましたが、今回の受賞は、まさに快挙と いえると思います。そしてまた、宮崎駿監督の「君た ちはどう生きるか」も長編アニメーション賞に輝きま した。宮崎駿監督の受賞は2003年の「千と千尋の神隠 し」以来21年ぶり2度目の受賞となりました。

市民タイムスの12日の社説には、「報じられたニュ ースが、多くの人をうれしい思いで満たしてくれるこ とがある。出来ればそういう記事だけで紙面を構成し たいと願っても、そんなわけにはいかないのは毎日の 新聞を読めば誰でもわかる。昨日は、そんなうれしい ニュースが遠く海外から届いた。」とアカデミー賞受 賞の山崎貴監督を称えていました。

今年は、新年早々、大きな災害や事故が発生し、人 びとは暗い雰囲気の中で過ごしてきましたが、この度 のニュースは地元ばかりでなく日本中の人々にとって も明るい希望に満ちたニュースとして受け止められた のではないでしょうか。

3月も半ばとなり、昨日、日本気象協会から桜の開 花予報が発表されました。それによると、松本城の開 花が3月31日となっています。一か月後には、創立 40周年記念式典が開催されます。明るい未来に向か って皆で前進しましょう!

幹事報告

- 1. 次回3月22日(金) 当クラブの例会は、クラ ブ定款による休会です。翌週の29日は、30日 (土) に移動となり、浅間温泉ホタルの里の労働 奉仕です。時間が当初の予定より30分遅くなり 9:20集合、9:30作業開始です。お間違いのな いようお願いします。
- 2. 4月10日(日) 開催の地区研修・協議会は、 本年度もオンライン開催となっています。出欠の 返事がまだの方は、事務局までご連絡ください。
- 3.5月16日(木)開催の4クラブ合同夜間例会 開催のお知らせをFAX致しました。出欠の返事 を締め切りに間に合うようお知らせ下さい。
- 5. 例会変更については、引き続き現在どのクラブ でもビジター受付は実施されていません。

出席委員会報告 髙波副委員長 本 日3月15日 欠席8名 出席率約72.41% ニコニコBOX報告 百瀬敏男委員

- ・本日よりお世話になります。三澤君
- ・三澤さんを紹介致します。お手柔らかに願いま す。望月君
- ・三澤さんの入会を歓迎します!小山さん、中村さ んようこそお越し下さいました。永田会長
- ・本日の例会は小山様、中村様よろしくお願いします。
- ・三澤さん入会おめでとうございます。籾山君
- ・会員卓話をさせて頂きます。舘島君
- ・三澤さん入会おめでとうございます。眞峯君 [会員誕生]望月君 [前回欠席]村山君、髙波君 [写真掲載] 吉池君、百瀬敏男君、村山君、北村君、北 澤君、土屋君

☆☆☆ 本日のプログラム ☆☆☆ 司会 佐々木プログラム委員

【ゲスト講話】「合理的配慮の義務化について」 ◇社会福祉法人 長野県視覚障害者福祉センター 事務局長/小山 治秀様 事務局次長/中村 貴代様



令和6年4月より民間事業者にも、合理的配慮が義務化されます。 合理的配慮とは何かと言いますと、 障害者差別解消法

で行われる内容であり、障害者差別解消法とは何かと一 言でまとめれば、「差別をなくしましょう」です。差別 とは何か、障害者への差別等を道徳教育で学んできてお りますが、最近では障害の捉え方・考え方が変わってき ております。身体などの不自由があるから障害から身体 などの不自由な方々の生活に、障害を作っているのは社 会が壁・差別を作っているのではないだろうかという考 え方から、社会の障壁 (バリア) と言われております。 社会の障壁とは、4つの見方から考えられております。 物理的なバリア 制度的なバリア 文化情報面のバリア 意識上のバリア、今挙げました、4つのバリアを取り除 いていくことが、今回の本題、合理的配慮の提供となり ます。では、何でもかんでも合理的配慮をしなければな らないのか?ボランティアでは仕事にならない。と心配 されるかと思いますが、合理的配慮の提供には、3つの 要件を満たす必要があるとされています。

①業務に付随するもの②同等の機会を提供③ 事業の本質的な変更がないこと この3要素を兼ね備えて、さらに安全面 財産 維持 損害等の理由がある時には、正当な理由として、合理的配慮の提供義務はありません。正当な理由はいくらでも自由に話を作ることが出来ることから、過重な負担になるかならないかで判断されます。これは事業への影響の程度、実現可能性の程度などをふまえて第三者からみて、合理的かつ客観的に判断されていきます。

各企業で何の整備・準備が必要なのでいいますと、参 考程度になりますが 1 施設・設備のバリアフリー化 2 情報・ウェブアクセシビリティーの向上 3 社員 等の人的支援 4 マニュアルの見直し 5 社内研 修・啓発 6 相談窓口の整備等が挙げられます。



【会員卓話】「相続登記義務化 について」 舘島豪会員

司法書士の成り立ち…明治 5年(1872年、ロータリー設 立が1905年、遡ること33年 前)8月3日、太政官無号達で司法職務定制が定められ、その時に「証書人・代書人・代言人」の3つの職務が誕生しました。これが後の公証人・司法書士・弁護士となっていき、現在もこの3つの資格については、法務省管轄の資格となっております。この司法書士制度制定後は、ご存じのとおり、主に不動産や会社等の登記業務を中心に国民の皆様の権利擁護・保全の一端を担ってきており、令和4年に司法書士誕生150周年を迎え、制度が定められた8月3日が「司法書士の日」として定められております。

2・相続登記義務化について

(1) 現状 ・登記簿の権利部の登記(司法書士の専門分野) は義務ではない。一方、表題部は元々義務で、登記しない場合は過料という行政的な罰金が定められているが、現状、実際に過料が来たというのは聞いたことが無い状態。→その結果、特に地方においては登記をせずにそのままにしてあることも多い状態に。

2018 年の報告によると九州の面積を超える土地が所有者が分からない、いわゆる「所有者不明土地(現在の所有者が分からない。所有者の所在が分からない」となってしまっている状況。そしてこの所有者不明土地の原因の6割強が相続登記未了、3割強が住所変更登記未了による。→東日本大震災をきっかけに、災害の多い我が国において、災害に強い国造りを目指す国土強靭化基本法の一環として、令和3年12月に相続登記義務化が閣議決定され、この4月1日より施行されることに。

- (2)制度見直しの内容・不動産を相続・遺贈により取得した相続人は、これらにより不動産を取得したことを知った時から3年以内に(これまで登記しないで放置していた方は、法律施行から3年以内)に相続登記の申請を行うことが義務付けられることに。正当な理由が無く怠った時は10万円以下の過料。
- (3) その他 ・法務省も自身でできるように色々と 検討 ※広域戸籍交付制度(3月1日より)自身の直 系戸籍であれば、日本全国のものが一か所でまとめて 取れることに。 ※所有不動産記録証明制度(令和8 年2月2日より)法務局で日本全国の登記されている 不動産の調査ができる。

【点鐘 13:30】 永田会長 ≪第 10 回 40 周年記念式典実行委員会≫

